



発行所 秋田県北秋田郡鷹巣町役場
 ☎(01866) 2-1111
 編集 総務課秘書係
 発行部数 6,450部
 毎月1日・15日発行
 頒価10円 郵便番号018-33
 印刷所 秋北新聞社

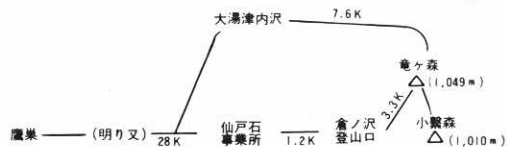


美しいブナ林を左右しての帰途



頂上踏破した登山一行

登山ガイド



登山モデルコース

鷹巣駅前 車50分 29.2K 仙戸石・倉ノ沢登山口 3時間 頂上 3.3K
 頂上 2—7 頂上 2時30分 7.6K 大湯津内事業所 (中ノ沢経由)

11月のこよみ

- 1日 納税者の声を聞く旬間 (～10日)
狩猟解禁
目衛隊記念日
- 2日 交通安全の日、食品衛生の日
- 3日 町教育文化祭 (～3)
- 5日 文化の日
- 8日 年賀はがき発売
- 11日 立秋
- 15日 世界平和記念日
七五三祝い、家庭の日、清掃一斉日
- 17日 町長面会日
- 23日 勤労感謝の日、小雪
- 26日 防災予防運動 (～12月2日)

町では、営林署、商工会、観光協会、地元竜ヶ森地区などと一体になり、竜ヶ森観光開発の促進をはかることになりました。

本町七日市国有林地内にある標高一、〇四九メートルの竜ヶ森を自然観光地として、これの促進をはかるため、竜ヶ森観光開発促進町民登山大会と促進大会が十月二十三日行なわれました。登山は出川町長ら三十七名が参加し、全コース踏破。待ちあわせていた本曜会員らと鷹巣営林署湯津内事業所で合流し、同所で促進大会を開きました。

竜ヶ森を観光地に

関係団体で開発促進

No. 205
 45
 11/1

納税も家計に
 入れてよい
 暮らし

町政にあなただの声を

町長へ手紙を出す運動 十一月一日から

町では、昨年に引き続き十一月一日から三十日までを「町長へ手紙を出す運動」期間とし、広く町民の声を町政に反映させることになりました。身近かに感じているいろいろなことがらをぜひお寄せください。

四十三年一月から町長面会日を受け、これまで百二十件になったほか、昨年十一月実施した「町長への手紙」は四十六件の意見、要望、苦情など

ますので、切りぬき、切手をはらないでお近くの郵便ポストにお入れください。

**町税滞納整理強
調月間11月30日
まで延長**

町税滞納整理強調月間実施期間は町税の納入についてご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

「滞納の一掃」を重点目標において納入方お願いいたしました結果、滞納繰越額千四百四十一万円のうち、約五百万円の整理納入をみる事ができました。

しかし、まだ五百余名と九百四十万円の滞納額のある現状から一ヵ月延長することに

町税の納付は便利な 振替納税預金口座で

町では、町税を納付するときに、わざわざ金融機関や役場へ出かけなくても、電話料やNHKの受信料、国税の振替納税制度の払込みと同じように、預金口座から自動的に振り替えて納税がすむ方法「振替納税制度」を昨年四月から採用しています。

この方法は、納期がくると役場から町税の納付書をみなさんが依頼した金融機関に直接お送りします。依頼された金融機関では、みなさんの指定された口座から税金相当額を引き出し、納税の手続きをとってくれ

申込みの手続きは、みなさんが預金している金融機関へ納税する預金の種類などを書いた「預金口座依頼書」を出していただきます。また役場へは、金融機関の名称と納付する税額の種

類などを書いた「納付書送付依頼書」を出してください。

なお、振替納税を行なうための手続きは、はじめに一回届出書を提出すれば、それでよいことになっています。

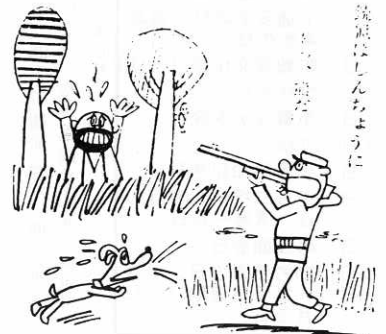
手続きに必要な届出用紙は金融機関や役場取納課でお渡します。



11月、まんが



ご家庭でもかん視をひからせよう



1日から狩猟解禁

なり、より以上のご協力をお願いいたします。

滞納の根絶と納期内完納の秩序確立を期することになりましたので、納税者の絶大なご協力を重ねてお願いいたします。

善行少年など表彰 少年育成会10 周年記念式典で

(取納課)

鷹巣地区少年保護育成委員会創立十周年記念式典が十月二十日午後二時から北秋建設会館で開かれ、善行少年、十年勤続委員などを表彰しました。

少年保護委員のしごとは

- ① 非行少年の早期発見と補導
- ② 少年をめぐる有害環境の浄化
- ③ 少年の保護および相談
- ④ 非行防止のため、地域社会に対する啓蒙
- ⑤ その他

特

善

香典返しにと寄付

このほど次の方々から香典返しにと町社会福祉協議会へ寄付金が寄せられました。ご芳志に深く感謝します。

- ：二本杉の佐藤良一さんから亡父・健一郎さんの香典返し一〇、〇〇〇円

たばこを出か せぎ地へ

町内から「たばこ」を購入するとそれに応じた煙草消費税が町へ還元されることになりました。出かせぎされる愛煙家は是非町内のたばこ屋さんから、せめて一週間分以上のお出かけください。

- ：北小路の細田昌弘さんから亡父・昌一さんの香典返し二〇、〇〇〇円
- ：堂ヶ岳の小塚金一郎さんから亡長女智香子さんの香典返し三〇、〇〇〇円
- ：坊沢の嶺脇健徳さんから亡妻スエさんの香典返し二〇、〇〇〇円

広報らん



伸びゆく国民年金

◎国民年金はみんなの年金です◎

現在サラリーマンの人たちは、厚生年金や各種の共済組合に加入していることでしょうが、会社や工場をやめたときは、この国民年金に加入することになります。(加入しなければなりません)。国民年金は私たちの老後の生活を守ってくれます。けがをして働けなくなったときや、一家の働き手が死亡したときにも、その後の生活を守ってくれます。国民年金では、他の公的年金制度に加入していない20歳から29歳までの人をその対象者としております。

人間だれの行手にも老年が待っています。老後の幸福のため、年金保険料を完納して、多くの年金が受けられるようにおすすめいたします。またサラリーマンの奥さんたちも希望すれば国民年金に加入することになっています。

国民年金制度は、他の年金制度のように職場ごとに加わっていくみではないので、加入するには役場年金係に加入届けをすることになっています。

現在、加入者は2,340万人で、このうちサラリーマンの妻などの希望加入者は約300万人となっています。

国民年金に加入すると毎月保険料をかけなければなりません。保険料は一律に1ヵ月450円となっています。所得のある人は、所得比例保険料350円を別に付けることができます。(所得比例制は本年10月から申込みの受付をしています。)

◎保険料免除制度もある◎

国民年金には、加入者が経済的に保険料をかけられないような場合には、これを免除する制度があります。生活扶助を受けている人、障害年金を受けている人、所得がなく保険料をかけられない人などは、保険料が免除されます。保険料がかけられないからといって、そのまま滞納していると年金がもらえなくなりますので、どうしてもかけられない人は免除を受けておき、余裕ができたときに追納という制度を利用して納めるようにしましょう。

◎魅力のある年金納付◎

拠出制国民年金の給付は、老令年金、通算老令年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、か婦年金の七つの年金と死亡一時金があります。国民年金に加入していれば、万一事故が起きたときにこれらの年金給付のうち、どれかがすぐ支給されます。年金額は、これまで2回も大幅な引き上げによって、老令年金については、夫婦で月額2万円の年金が実現しました。

◎有利な国庫負担◎

国民年金の有利な点は、いくつもありますが、そのひとつとして国が大幅な財政援助をしていることがあげられます。つまり、加入者が保険料を納めると、国も同時にその半額を援助してくれますから、450円の保険料を納めた場合には675円の保険料を納めたことになり、これが年金の財源となり、将来加入者の手元にかえてくることになります。また国民年金では、常に物価や所得の水準に合わせて年金額を改定することになっています。

◎70年代は年金時代◎

現在年金を受けている人は全国で障害者4万人、母子11万人、遺児7千人となっています。老令年金は制度発足当時に高令に達している人々についての受給に必要な期間が10年とされているので、来年の5月から支給が始まります。10年の期間を満たして老令年金を受ける人たちは、約100万人とみこまれています。また、5年間保険料を納めて、老令年金を受けることができます。いわゆる5年年金は、本年1月から実施され、およそ75万人がこれに加入しています。

このように、わが国でも年金時代が到来しました。これからの生活は年金なしでは考えられません。制度が発足してから10年になりますが、このように多くの年金受給者がある国民年金は、なくてはならない年金制度になっています。

あなたもこの年金制度に加入し、将来に備えましょう。

!!きつとさきえになります!!

◎所得比例制のご案内◎

「もっと多くの保険料を納めてもよいから、もっと多くの年金がほしい」というみなさんからの要望に、おこたえするために、こんど国民年金の中に新たに設けられたのが所得比例制です。このことについては「広報たかのす」9月15日号に掲載してありますのでご承知のことと存じますが、ただいま加入申込の受付中です。希望者は役場年金係まで申し込んで下さい。

◎前納のおすすめ◎

納めて有利な国民年金ですので、納め忘れないようにし、かも割引などもある1年前納をするように、それに、米代金などの入る今が、一番よい機会だと思います。月々にかけるめんどうがなく安心です。前納した場合の保険料額は次のとおりです。

○定額保険料だけの前納額

1ヵ月分の 保 険 料	毎月納めるときの 1 年 分 保 険 料	1 年 前 納 額	1 年 分 前 納 の 割 引 額
450円	5,400円	5,270円	130円

○定額保険料と所得比例保険料を納める前納額

区 分	1ヵ月分の 保 険 料	毎月納めるときの 1 年 分 保 険 料	1 年 分 前 納 額	1 年 分 前 納 の 割 引 額
定 額 分	450円	5,400円	5,270円	130円
所得比例分 (10月から)	350	4,200円	4,100	100
計	800	9,600	9,370	230

○5年年金の前納額

前納期間	1月分の 保 険 料	毎月納めるときの 期間分の保険料	前 納 額	割 引 額
1 年 分 の 前 納	750円	9,000円	8,780円	220円
2 年 分 の 前 納	750	18,000	17,110	890
3 年 分 の 前 納	750	27,000	25,000	2,000

中小企業者に年末資金保証

秋田県信用保証協会では、昭和45年度年末融資特別保証を実施します。これは県内中小企業者の金融円滑化に資するため行なうものです。融資を受けようとする方は、次により申込んでください。

- ① 保証枠 12億円
- ② 保証取扱期間 11月1日～12月25日
- ③ 保証最高限度 1企業者当り3,000千円、ただし協同組合について15,000千円
- ④ 資金の使途 年末に必要な運転資金
- ⑤ 保証期間 原則として6ヵ月以内
- ⑥ 返済方法 一括又は分割
- ⑦ 保証人および担保 保証人は1名以上とし、担保は必要に徴求することがあります。
- ⑧ 貸付利率 金融機関所定の保証付利率
- ⑨ 特別保証料 年率1.27% (日歩3.48厘)
- ⑩ 申込み場所 県内各金融機関店舗、保証協会の本、支所

その他

くわしいことは最寄りの金融機関または役場
商工観光課、鷹巣町商工会へお問い合わせくだ
さい。